

令和 2 年度 林業就労改善推進事業補助金

評価表

NO.

25

所管部課名	林務水産課			担当者	柳田			
事務事業名	林業振興育成費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金交付要綱							
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下							
令和 2 年度 予算額	14, 228 千円	国県支出金		一般財源		その他	その他の内容	
		千円		14, 228 千円		千円		
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	認定林業事業体の新規就労補助対象者数			50人		令和 6 年度		
成果指標②	民有林人工林の森林整備面積割合（公有林等を除く）			累計8%（1, 000ha）		令和 6 年度		
補助対象者	認定林業事業体							
補助対象経費	認定林業事業体の作業班員の就労の安定化及び間伐、人工造林、被害木整理など民有林における計画的な森林整備の実施に関する経費							
補助対象事業・活動の内容	① 新規就労支援・・・林業事業体で雇用する新規就労者の社会保険料等を支援							
	② 民有林森林整備支援・・・林業事業体が実施する民有林の森林整備を支援							
補助金額又は補助率	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
	① 新規就労者（3 年未満）の社会保険、退職金共済の掛金の 3 分の 1 以内							
上記項目の積算方法	② 国・県の森林整備事業における標準単価の 1 0 %（平成 2 9 年度まで）							
	国・県の森林整備事業における標準単価の 1 0 %から 3 2 %以内（人工造林 2 3 %、下刈り 3 2 %、鳥獣害防止施設等整備 3 2 %、間伐等 1 0 %）（平成 3 0 年度から）							
林業就労改善推進事業補助金交付要領								
補助を受ける事業（団体）等の経過 3 年間の決算状況	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
	収入	自己資金	26, 190, 104	21. 5%	19, 199, 898	19. 9%	4, 519, 063	5. 6%
		会費収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		事業収入	26, 190, 104	21. 5%	19, 199, 898	19. 9%	4, 519, 063	5. 6%
		寄付金・その他助成		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		市補助金	11, 265, 800	9. 2%	13, 140, 200	13. 6%	11, 181, 300	13. 8%
		県補助金	84, 558, 360	69. 3%	64, 116, 020	66. 5%	65, 249, 866	80. 6%
		（前年度繰越金）		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		計	122, 014, 264	100. 0%	96, 456, 118	100. 0%	80, 950, 229	100. 0%
	支出	事業費	122, 014, 264	100. 0%	96, 456, 118	100. 0%	80, 950, 229	100. 0%
		人件費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		その他事務費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		（翌年度繰越金）		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		計	122, 014, 264	100. 0%	96, 456, 118	100. 0%	80, 950, 229	100. 0%
	支出計/前年度支出計				79. 1%		83. 9%	
	自己資金/前年度自己資金				73. 3%		23. 5%	
	翌年度繰越金/市補助金		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
	交付件数		23		17		15	
	成果指標の推移①		20人		6人		6人	
	成果指標の推移②		1. 2%（147. 73ha）		1. 6%（189. 59ha）		1. 7%（206. 17ha）	
特記すべき事項等	【前回評価】平成 2 9 年度「現状のまま継続」							
	・ 林業事業体に対する補助だけでなく、新規就労者に対する支援策を検討されたい。							
	・ 様々な角度から森林を活用するため、企業・団体等との提携を検討されたい。							
	・ 成果指標の民有林の森林整備実施面積には、市有林を除いた民有林の具体的な数値を示すなど、補助金の効果を図ることができる指標を具体的に設定されたい。							
	【前回評価への回答】林業就労者の定着を図るため、賃金手当の充実など直接支援となるような補助事業を協議中である。木材の新たな利用について継続的に検討している。また、成果指標を民有林の森林整備面積割合（公有林等を除く）累計 8 %（1, 000ha）に改めた。							
【今年度の改善点】令和 2 年度より新規就労者の助成対象期間を 3 年から 2 年延長し 5 年に拡充した。								
なお、平成 3 0 年度には、森林整備における再造林の推進を図るため、補助率を見直し拡充を行った。								
【費用対効果】適正な森林管理が図られた。								
【補助事業以外の事業】市有林の経営委託								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	・作業班員の就労条件の向上や就労の安定化の推進及び、民有林の間伐、人工造林や被害木整理など実施することで適正な森林管理が図られ、森林資源の確保や公益的機能の維持・増進にも繋がる。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	・民有林の整備を図るうえで、認定林業事業体は必要不可欠な存在で事業体の機動力を維持するには、従事者の就労安定化を図る、また民有林における間伐、人工造林、被害木などの森林整備を推進することは行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	・民有林の整備を図るうえで、認定林業事業体は必要不可欠な存在で事業体の機動力を維持するには、従事者の就労安定化を図る、また民有林における間伐、人工造林、被害木などの森林整備を推進することは行政の支援が必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	認定林業事業体を実施する民有林の森林整備及び雇用安定化のための就労支援である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	・就労安定化の推進 作業班員のうち、新規就労者（3年未満）の社会保険、退職金共済の掛金の3分の1以内。 ・民有林における森林整備 国・県の森林整備事業における標準単価の1.0%以内等
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	・作業班員の就労条件の向上及び就労長期安定化を推進し、間伐や人工造林等を計画的な森林整備を推進する経費であるため妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 就労条件の厳しい林業就労者の確保や木材価格の低迷により、認定林業事業体の経営を支えるうえで必要な措置と考える。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

林業就労改善推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 100 号）第 2 条の表に掲げる林業就労改善推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 補助金は、次の各号に定める要件を満たす者であって、本市に住所を有し市税等の滞納がないものに対して交付する。

- (1) 補助金の対象者は認定林業事業体とする。
- (2) 事業計画の内容が認定林業事業体作業班員の就労の安定化及び間伐、人工造林、被害木整理など民有林における計画的な森林整備の実施に関するものであること。
- (3) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、別表に定める額とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金は、次の各号に掲げる事業に必要と認められる経費。

- (1) 林業就労改善推進事業として、作業班員の就労条件の向上及び就労の安定化を推進するための経費。
- (2) 国・県の森林整備関係補助事業を活用し、間伐、人工造林、被害木整理など民有林における森林整備を計画的に推進するための経費。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費。

(実施計画書の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る規則第 5 条の交付の申請に先立ち、事業実施計画書（様式第 1 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類

- (2) 第 4 条第 1 項第 2 号の事業にあつては、県に提出した補助金交付申請書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認める書類

(交付の申請)

第 6 条 規則第 5 条に基づき申請を行う。

2 前項の申請に係る規則第 5 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第 4 条第 1 項第 1 号の事業にあつては、社会保険・退職金共済加入状況表（様式第 2 号）
- (2) 第 4 条第 1 項第 2 号の事業にあつては、森林整備事業計画書（様式第 3 号）

(交付の基準)

第 7 条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 8 条 林業就労改善推進事業補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 第 4 条第 1 項第 1 号の事業にあつては、社会保険・退職金共済加入状況表（様式第 2 号）及び加入状況が判る証明書等の写し
- (3) 第 4 条第 1 項第 2 号の事業にあつては、森林整備事業実績書（様式第 3 号）及び県から交付された補助金交付確定通知書等の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第 9 条 補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 認定林業事業体作業班員数
- (2) 民有林の森林整備実施面積

(補助事業者等の責務)

第 10 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の林業政策の円滑な実施

に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 21 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 22 年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条 関係）

事業区分	補助率
作業班員の就労条件の向上及び 就労の安定化を推進 （第 4 条 第 1 項 第 1 号）	作業班員のうち、新規就労者（3 年未 満）の社会保険、退職金共済の掛金の 3 分の 1 以内
間伐、人工造林、被害木整理な ど、民有林における森林整備 （第 4 条 第 1 項 第 2 号）	国・県の森林整備事業における標準単 価の 1 0 % から 3 2 % 以内（人工造林 2 3 %、下刈 3 2 %、鳥獣害防止施設 等整備 3 2 %、間伐等 1 0 %）